

年金記録回復基準等の通知の例

項番	年 月 日	文 書 名
1	平成20年2月8日	記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて
2	平成20年4月25日	記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いの変更について
3	平成20年4月28日	「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」の一部改正について(通知)
4	平成20年9月19日	あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について
5	平成20年12月25日	厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録の訂正について
6	平成20年12月25日	「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」の一部改正について
7	平成21年5月1日	厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録に係る社会保険事務所段階での訂正について(戸別訪問の対象者等に係る取扱い)
8	平成21年8月7日	第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間の取扱いについて(通知)
9	平成21年8月7日	第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間の取扱いについて(通知)
10	平成21年12月10日	厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録に係る社会保険事務所段階での回復について
11	平成21年12月25日	厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について
12	平成21年12月25日	国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について
13	平成22年3月30日	記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて
14	平成22年4月12日	記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて
15	平成22年4月12日	特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額への影響がある方に関する取扱い(年金額仮計算書の様式変更等)(諸規程によらない定め)
16	平成22年4月30日	厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について
17	平成22年4月30日	脱退手当金に係る年金事務所段階における新たな記録回復基準(諸規程によらない定め)
18	平成22年9月30日	災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準について
19	平成22年9月30日	災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準(諸規定によらない定め)
20	平成23年7月8日	正確な年金記録の確認が行われなかったことにより任意加入の機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなかった者に関する任意加入申出の取扱いについて

※ 年金記録回復委員会は平成21年10月から開催されており、項番10以降の通知は同委員会で議題となったものである。

平成20年2月8日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部企画課長
(公印省略)

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

社会保険業務センター総務部長
(公印省略)

記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて

「ねんきん特別便」の実施に伴う、未統合記録の確認に当たって、記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについては、下記によることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 趣旨

「ねんきん特別便」の送付を開始したことに伴い、今後、社会保険事務所（社会保険事務局事務室を含む。以下同じ。）においては、年金加入記録照会票及び確認はがき（以下「照会票」という。）による記録照会の申請が増加することが見込まれるところである。

記録を訂正することにより、現在受給している年金の額に影響する方もあることから、その具体的な取扱いに関しては以下によることとする。

2 基本的な対応方針

(1) 受給権が未だ発生していない者（受給開始年齢に達していない者）の場合

新たに判明した記録が本人のものと特定された場合は、記録の統合に関する所定の手続きを行い、今後、整備後の記録に基づき年金が裁定されるものであること。

なお、本人に対し、過去に年金額の試算を行ったことがある場合は、照会票に基づく記録整備に伴い試算額に変更が生じることを伝え、本人が希望する場合は整備後の記録に基づく試算を行い、説明を行うこと。（試算を行った場合は、必ず試算結果のハードコピーを本人に渡すこと。）

(2) 受給権者の場合

新たに判明した記録が本人のものと特定される場合は、当該記録を含めた年金の再裁定を行うことが必要となるが、その際には本人が署名（押印）した文書による年金の再裁定の申出書の提出を受けて、再裁定を行うこと。

また、再裁定により年金の過払いが生じる場合には、再裁定の申出書の提出を受けの際に併せて十分に説明の上、本人が署名（押印）した返還方法に係る申出書の提出を受け、これに基づき返還を求めること。

3 年金受給権者であって年金額への影響がある方への具体的な対応

年金受給権者については、年金記録の統合により年金額に影響があることから、具体的には以下により対応するものとする。

(1) 「ねんきん特別便」を受け取った年金受給権者から社会保険事務所へ照会票の提出があった場合は、本人からの聴き取り等を行い、記録の調査・確認を行うこと。

(2) 上記（1）により、本人のものと特定される年金記録が判明した場合であって、記録統合に伴い年金が減額となることが予想される場合は、必ず年金見込額の試算及び記録統合に伴う受給権の有無の確認を行うこと。また、年金が増額となる場合であっても、本人が希望するときには、年金見込額の試算を行うこと。

(3) 年金見込額試算を行った結果について、とりわけ、当該年金が減額となる場合には、減額となる理由、金額、既に受給されている年金について最大5年前まで遡ってお返ししていただく旨、懇切丁寧に説明すること。

(4) 本人のものと特定される年金記録については、記録の統合を行い、年金の再裁定手続を行う必要があることから、年金額が増額となるか減額となるかを問わず、「申出書」（別紙1）に必要事項を記載し、本人に記録訂正の内容や年金額の変更について十分に説明の上、当該申出書に署名（押印）していただくこと。

なお、本通知の発出前に既に記録統合を行った者については、改めて本人から「申出書」の提出を求めることは要しないこと。

(5) 上記(4)の「申出書」の提出に当たり、年金額が減額となる方については、必ず過払い分の返還についても理解を得た上で署名(押印)していただき、また、「申出書」と併せて「返納方法申出書」(別紙2「年金相談マニュアル本編(文書)」より抜粋)も提出いただくこと。

(6) 上記(4)及び(5)により提出いただいた「申出書」、「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類を、「年金に係る裁定の再調査及び訂正について(様式第127号【被保険者記録訂正用】)」(別紙3)に添付して、社会保険業務センターへ進達すること。

(7) 上記(6)において社会保険業務センターへ進達した書類のうち、「申出書」、「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類については、必ず本人にコピーを渡すこと。

4 その他

本通知の記2及び3に記載する対応については、「厚生年金保険及び国民年金の被保険者記録に係る照会マニュアル」(平成19年4月6日付け事務連絡「年金記録相談の特別強化体制について(その5)」)における記録訂正においても同様とすること。

申 出 書

現在、あなた様が受給されている 年金について、当初裁定請求の際の年金加入期間に訂正（追加・取消）が必要であることが判明したことから、以下のとおり年金記録を訂正することにより、年金額が変更となります。

【申出者の記録※】

氏 名		生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
基礎年金番号						
年金証書記号番号						
上記以外の 手帳記号番号						

【年金記録の訂正内容※】

追 加 期 間	制 度	国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済組合										
	期 間	昭・平	年	月	～	年	月	昭・平	年	月	～	年
取 消 期 間	制 度	国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済組合										
	期 間	昭・平	年	月	～	年	月	昭・平	年	月	～	年

【年金額試算結果※】（試算を行った場合のみ記載すること。）

変更前		円	変更後		円
-----	--	---	-----	--	---

※上記の欄はいずれも社会保険事務所において記載すること。

上記内容について説明を受け確認したので、年金記録の訂正及び年金額の変更について承知した上で、現在受給している年金の再裁定手続きを申し出ます。

平成 年 月 日

郵便番号 -

住 所

フリガナ
氏 名



電話番号 ()

社会保険庁長官 殿

*本人が自ら署名する場合には、押印は不要です。

返納方法申出書

基礎年金番号								年金コード			

返納方法については下記の方法を希望します。

1 今後支払われる年金で返済する場合

ア、各期に支払われる年金の全額（返納額が全額に満たない場合はその額）を返済に充てることを希望する。

イ、各期に支払われる年金の（ 2・3・4・5・6・7・8・9・10 ）分の1に相当する額を返済に充てることを希望する。

(注) () 内のいずれか1つの数字に○印を付してください。

(例) 各期に支払われる金額(2ヵ月分)が10万円の場合

	各期支払額	返済に充てる額	差引き各期支払額
3分の1を希望された場合	100,000円	33,333円	66,667円
5分の1を希望された場合	100,000円	20,000円	80,000円

* なお、年金から介護保険料、所得税を徴収されている方は、『差引き各期支払額』から、これらを引いた後の額が実際の支払額となります。

2 現金で返済する場合 (別途社会保険業務センターより納付書を送付いたします。)

ウ、現金による一括返納を希望する。

エ、現金による分割返納を希望する。

・納付開始年月：平成 年 月から

・毎月の納付金額： _____ 円

※ 誠に恐れ入りますが、上記ア～エのいずれかに○印を付し、必要事項をご記入いただいた上で、次の氏名、住所、生年月日、電話番号をご記入願います。

平成 年 月 日

受給権者 氏 名 _____ ⑤

住 所 _____

生年月日 (明治・大正・昭和) _____ 年 月 日

電話番号 _____

平成 20 年 4 月 25 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部企画課長

(公印省略)

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いの変更について

記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについては、「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて」(平成 20 年 2 月 8 日付け庁文発第 0208001 号通知。以下「当初通知」という。)により通知しているところであるが、今般、年金受給権者への対応に関する一層のサービス向上等について、国会等における強い要請があったことから、その取扱いの一部を下記のとおり変更することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 年金受給権者に対する年金見込額の試算について

当初通知の記 3 (2) において、記録訂正に伴い年金が減額となることが予想される場合、又は年金が増額となる場合であって本人が希望するときには、年金見込額の試算を行うこととしていたところであるが、今後は、年金額が増額となるか減額となるかを問わず、本人のものと特定される年金記録が判明した場合は、すべての年金受給権者について、必ず年金見込額の試算を行うこと。

なお、年金加入年数が 25 年に満たず、年金受給権のなかった者が、年金受給権を得ることとなった場合にも、年金見込額の試算を行うこと。

2 申出書の見直しについて

当初通知の別紙1「申出書」の様式を、別添のとおり改めたので、上記1により年金見込額の試算を行った際には、別添の「年金額仮計算書・年金再裁定申出書」に必要事項を記載し、必ず担当者の社会保険事務所(地方社会保険事務局事務室を含む。)の名称、氏名、連絡先を記載、押印(担当者名が付された決裁用スタンプ等による代用も可)した上で本人に提示し、記録訂正の内容や年金額の変更について十分に説明を行い、「年金再裁定申出書」欄に署名(押印)していただくとともに、当該「年金額仮計算書・年金再裁定申出書」をコピーし試算結果のハードコピーを添付した上で、必ず本人に交付すること。

なお、年金加入年数が25年に満たず、年金受給権のなかった者が、年金受給権を得ることとなった場合にも、当該「年金額仮計算書・年金再裁定申出書」の「記録訂正により年金受給権に必要な加入期間を満たすこととなった者」欄に○印を付し、当該申出書の表現を「年金が受給できる」、「裁定申出書」などと取り繕い、上記と同様に、本人に説明を行い交付すること。

3 実施時期

上記1及び2による対応は、平成20年5月1日受付分から実施すること。

年金額仮計算書

(別添)

あなた様が受給されている(老齢・遺族・障害)年金について、年金記録が見つかりました。年金記録を訂正することにより、年金額が変更されることになりました。

【申出者の記録※】

氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の 手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金受給権に必要な 加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【年金記録の訂正内容※】

追加 取消	昭・平 年 月～ 年 月(国・厚・給・共)	昭・平 年 月～ 年 月(国・厚・給・共)
	昭・平 年 月～ 年 月(国・厚・給・共)	昭・平 年 月～ 年 月(国・厚・給・共)
	昭・平 年 月～ 年 月(国・厚・給・共)	昭・平 年 月～ 年 月(国・厚・給・共)
訂正	昭・平 年 月～ 年 月[] → 昭・平 年 月～ 年 月[](国・厚・給・共)	
	昭・平 年 月～ 年 月[] → 昭・平 年 月～ 年 月[](国・厚・給・共)	
	昭・平 年 月～ 年 月[] → 昭・平 年 月～ 年 月[](国・厚・給・共)	
	昭・平 年 月～ 年 月[] → 昭・平 年 月～ 年 月[](国・厚・給・共)	
	昭・平 年 月～ 年 月[] → 昭・平 年 月～ 年 月[](国・厚・給・共)	

*訂正欄の[]は、標準報酬月額訂正があった場合に、変更前後の標準報酬月額を記載。

【年金額試算結果※】

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎この試算額は仮に計算したものであり、実際の年金額はこれと異なる場合があります。

_____ 社会保険事務所 (担当者) _____ 印
 _____ 連絡先 () _____

(上記の※印欄はいずれも社会保険事務所において記載すること。)

年金再裁定申出書

上記内容(現時点での訂正記録)について説明を受け確認しましたので、年金記録の訂正及び年金額の変更についての手続き(再裁定手続き)を申し出ます。

平成 年 月 日
 郵便番号 _____
 住 所 _____
 フリガナ _____
 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____ () _____

社会保険庁長官 殿

*本人が自ら署名する場合には、押印は不要です。

平成 20 年 4 月 28 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」の
一部改正について (通知)

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続については、
「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続要領」(平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局長及び社会保険庁運営部長決定) 及び「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定) により行われているところであるが、今般、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」の一部を改正することとしたので通知する。

については、これに基づき、遺漏なきよう取り扱われたい。

1. 改正趣旨

社会保険庁側に年金記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例については、年金記録確認第三者委員会において、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すこととされており、社会保険庁においては、その判断を尊重し、年金記録を訂正している。

今般、年金記録確認第三者委員会の事案処理の迅速化を図るため、年金記録確認中央第三者委員会において、これまでのあっせん事案を踏まえ、定型的で機械的に処理のしやすい国民年金事案については、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行う旨の方針が決定されたところである。

この方針を踏まえ、申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合等については、社会保険事務所において年金記録を訂正することとする。

2. 改正内容

別添のとおり

「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定)の一部改正について(新旧対照表)

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第1 受付等</p> <p>1 社会保険庁による申立ての受付等</p>	<p>第1 受付等</p> <p>1 社会保険庁による申立ての受付等</p> <p><u>(2) 社会保険事務所段階における年金記録の訂正</u></p> <p><u>社会保険事務所は、国民年金の申立てであって、次に掲げるもののうち、別に定める要件を満たす事案については、管区行政評価(支)局・行政評価事務所の行政相談課又は行政評価分室(以下「管区行政評価局等」という。)送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行う。</u></p> <p><u>なお、年金記録の訂正を行った事案については、年金記録に係る申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。</u></p> <p>① <u>申立内容に対応する確定申告書(控)がある場合</u></p> <p>② <u>申立内容に対応する家計簿がある場合</u></p> <p>③ <u>申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合</u></p> <p>④ <u>現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間(1回、かつ1年以下で残余の期間は納付済み)であり、かつ納付を認める積極的な事情(配偶者が納付済み等)がある場合</u></p> <p><u>ただし、以下の場合には、上記訂正の対象外とする。</u></p> <p>① <u>制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合(未加入期間に対する申立て等)</u></p> <p>② <u>平成9年1月以降の納付についての申立ての場合</u></p>

現行	改正後
<p><u>(2) 受付事案の総務省への送付</u> 社会保険事務所は、要領第1の2(2)により社会保険事務局を經由して<u>管区行政評価(支)局・行政評価事務所の行政相談課又は行政評価分室</u>(以下「管区行政評価局等」という。)へ事案を送付する場合、次の確認申立書等を送付するものとする。 (以下略)</p> <p><u>(3) 確認申立書等の管区行政評価局等への送付状況の把握</u> (略)</p> <p><u>(4) 申立人からの年金記録に係る確認申立取り下げ</u> (略)</p>	<p><u>(3) 受付事案の総務省への送付</u> 社会保険事務所は、要領第1の2(2)により社会保険事務局を經由して<u>管区行政評価局等</u>へ事案を送付する場合、次の確認申立書等を送付するものとする。 (以下略)</p> <p><u>(4) 確認申立書等の管区行政評価局等への送付状況の把握</u> (略)</p> <p><u>(5) 申立人からの年金記録に係る確認申立取り下げ</u> (略)</p>

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則

平成19年8月9日

(平成19年9月13日一部改正)

(平成20年2月1日一部改正)

(平成20年2月27日一部改正)

(平成20年4月1日一部改正)

(平成20年4月28日一部改正)

総務省行政評価局行政相談課長及び
社会保険庁運営部年金保険課長決定

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続については、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続要領」(平成19年8月9日、以下「要領」という。)によるほか、この細則に定めるところによる。

第1 受付等

1 社会保険庁による申立ての受付等

(1) 社会保険事務所での受付

要領第1の2(1)により社会保険事務所は、総務大臣への年金記録に係る申立て(以下「事案」という。)があった場合は、年金記録に係る確認申立書(様式第1号。以下「確認申立書」という。)により、これを受け付ける。

この際、社会保険事務所は、申立人から、年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)が申立人の個人情報を取得、利用又は提供することについて書面による同意(様式第2号。以下「同意書」という。)を得る。

また、申立人が事案に係る別表のような参考資料を所持していないかを確認し、所持していればその写しの提出を求める。

なお、申立書の提出者が代理人であるときは、申立人の署名又は押印があり、かつ申立人からの依頼内容及び申立人との関係等が記載された委任状を提出させるなど、真正の代理人であることの確認を行う。

(2) 社会保険事務所段階における年金記録の訂正

社会保険事務所は、国民年金の申立てであって、次に掲げるもののうち、別に定める要件を満たす事案については、管区行政評価(支)局・行政評価事務所の行政相談課又は行政評価分室(以下「管区行政評価局等」という。)送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行う。

なお、年金記録の訂正を行った事案は、年金記録に係る申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。

① 申立内容に対応する確定申告書(控)がある場合

② 申立内容に対応する家計簿がある場合

③ 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合

④ 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間（1回、かつ1年以下で残余の期間は納付済み）であり、かつ納付を認める積極的な事情（配偶者が納付済み等）がある場合

ただし、以下の場合には、上記訂正の対象外とする。

① 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合（未加入期間に対する申立て等）

② 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

(3) 受付事案の総務省への送付

社会保険事務所は、要領第1の2(2)により社会保険事務局を經由して管区行政評価局等へ事案を送付する場合、次の確認申立書等を送付するものとする。

この場合、社会保険事務所及び社会保険事務局は、原則、年金記録に係る申立てを受け付けた日から10日以内に管区行政評価局等へ送付状（様式第3号）を付して送付するものとする。申立てに新たな資料の添付がある場合であっても同様とし、当該資料についての確認結果は別途管区行政評価局等へ送付する。

① 確認申立書

② 同意書

③ 社会保険事務所において年金記録の確認ができなかったことを明らかにする「厚生年金保険の期間照会について（回答）」又は「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」等の写し

④ 申立てに関する書類（「申立の概要（2-1）」（様式第4号の1及び様式第4号の2）等）及び社会保険事務所における調査結果を取りまとめた書類（「同（2-2）」（様式第5号）等）

⑤ 「申立の概要」（2-2）に係る参考書類

[参考書類の例]

- ・ 被保険者記録照会回答票
- ・ 社会保険オンラインシステムの年金記録を印字したもの（ハードコピー）
- ・ 厚生年金被保険者名簿又は被保険者原票の写し
- ・ 国民年金被保険者台帳又は市町村の国民年金被保険者名簿の写し
- ・ 手帳記号番号払出簿
- ・ 年金手帳の写し
- ・ 国民年金の申立については配偶者（申立内容によりその他同居親族）に係る上記資料
- ・ 申立人から提出のなかった参考資料のうち、社会保険事務所において収集可能で、事案により必要と認められるもの（別表中「社保補足」欄に○印のある資料）。

・調査により生じた疑義について検証した書類 等

⑥ (1)において本人から提出のあった参考資料

なお、厚生年金の申立てについては、事業主が存する場合、原則全ての事案について、社会保険事務所は、事業主に対して、以下の事項を書面（様式第6号）により確認する。また、別表に掲げる事業所保管書類の提供を求める。

- ・ 申立期間当時の勤務形態（労働時間、臨時職員であったか等）
- ・ 当時の給与の支払及び保険料の控除の方法（給与の締め日及び支払日、当月控除・翌月控除の別）
- ・ その他別表に掲げる事業所保管書類が存するか

(4) 確認申立書等の管区行政評価局等への送付状況の把握

管区行政評価局等において社会保険事務所からの事案の送付状況を把握するため、社会保険事務局は、週1回、同局の「地方第三者委員会に対する「年金記録に係る確認申立書」受付管理簿（厚生年金又は国民年金）」（すべての案件についてあせん手続が終了した頁を除く。）の写しを管区行政評価局等に送付する。

この場合、管区行政評価局等は、社会保険事務所が事案を受け付けてから10日を経過しても管区行政評価局等へ当該事案の送付がないときは、社会保険事務局に対して、当該事案の送付を促すものとする。

(5) 申立人からの年金記録に係る確認申立取り下げ

申立人が、何からの理由により、年金記録に係る確認申立を取り下げるときは、書面（様式第12号）によるものとする。この場合、管区行政評価局等は、書面（様式第13号）により、社会保険事務局に連絡する。

2 総務省における事案の受付及び第三者委員会での調査審議等

(1) 行政評価局行政相談課から管区行政評価局等への事案の転送

ア 社会保険庁は、同庁年金記録審査チームの廃止以降、年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方第三者委員会」という。）が発足するまでの間、社会保険事務所に対し再調査請求書等の旧様式により申立てがあったもので、同庁に送付されたものについては、同庁から一括して行政評価局行政相談課へ送付する。

イ 行政評価局行政相談課が社会保険庁から送付を受けた事案及び前記アの事案のうち、地方第三者委員会において扱うこととなったものについては、転送簿（様式第7号）に所要事項を記載の上、同課から当該申立てを受け付けた社会保険事務所が所在する都道府県等を管轄とする管区行政評価局等へ事案を転送する。

なお、当該事案については、申立人に係る同意書が存しないことから、当該申立人に係る個人情報を取得する必要がある場合には、管区行政評価局等は、社会保険庁を通じて個人情報を取得することができる場合を除き、申立人に係る同意書を得る必要がある。

(2) 管区行政評価局等での受付及び地方第三者委員会での調査審議（次の(3)の場

合を除く。)

管区行政評価局等は、要領第1の3(1)及び前記(1)により事案を受け付けた場合、送付された確認申立書に受付印を押印し、受付順に受付簿(様式第8号)に所要事項を記載の上、地方第三者委員会の調査審議に付するものとする。

なお、管区行政評価局等は、関係行政機関又は事業主等に対し資料の提供を求める必要がある場合には、管轄する社会保険事務局に依頼することができる(国民年金法第108条、厚生年金保険法第100条の2等)。その際、当該社会保険事務局は迅速に対応するものとする。

また、同居人又は事業所の同僚等申立人以外の他者の納付状況を照会する必要がある場合には、管轄する社会保険事務局に当該照会を行うとともに、事業所の事業主、役員、上司又は同僚等の連絡先情報を照会する必要がある場合には、書面(様式第14号、15号)により、管轄する社会保険事務局に当該照会を行う(当該他者等の同意書は不要)。

なお、社会保険事務局又は社会保険事務所から、書面(様式第16号)により、管区行政評価局等に照会を行った場合は、照会を受けた管区行政評価局等は、第三者委員会での調査審議の過程で把握した情報等の範囲において、対応するものとする。

(3) 管区行政評価局等から本省への移送

管区行政評価局等は、要領第1の3(2)により事案を行政評価局行政相談課へ移送するに当たっては、送付状(様式第9号)を添えるものとし、受付簿に移送した旨記載する。

この場合、移送を受けた行政評価局行政相談課においては、当該確認申立書の受付処理を行い、年金記録確認中央第三者委員会の調査審議に付するものとする。

第2 総務大臣によるあっせん等

1 総務大臣によるあっせん等の実施

総務大臣が総務省設置法第4条第21号に基づくあっせん又は年金記録の訂正は必要ない旨の通知(以下「あっせん等」という。)を行うため、行政評価局行政相談課は、第三者委員会が調査審議した結果に基づき作成したあっせん案等をまとめ、社会保険庁長官宛ての総務大臣名によるあっせん等の通知(様式第10号の1及び第10号の2)を作成する。

なお、厚生年金における「第1 委員会の結論」には、加入期間の他、当該期間の標準報酬月額等についても記載する。

2 申立人への通知等

要領第2の2に規定する申立人に対する通知は、様式第11号の1又は第11号の2により行政評価局行政相談課(中央第三者委員会において作成されたあっせん案等に基づくあっせん等についての通知に限る。)又は管区行政評価局等(地方第三者委員会において作成されたあっせん案等に基づくあっせん等についての通知に

限る。)において行う。

また、行政評価局行政相談課は、総務大臣があっせん等を行ったときは、当該あっせん等に係る管区行政評価局等に対して、あっせん等を行った旨連絡する。

3 総務大臣によるあっせん等の公表

行政評価局行政相談課は、総務大臣があっせん等を行ったときは、その件数及び概要に係る公表資料を作成し、ホームページに掲載する。

第3 あっせん後の記録訂正についての報告等

総務大臣があっせんを行ったときは、運営部年金保険課は、行政評価局行政相談課に対し、そのあっせんに基づいてとった年金記録訂正の実施状況について、速やかに社会保険庁長官名による報告を行う。

また、行政評価局行政相談課は、運営部年金保険課から当該報告を受けた後、当該あっせんに係る管区行政評価局等に対して、その内容を連絡する。

総務大臣が行ったあっせんのうち、記録訂正を要する期間中に厚生年金基金加入期間を有するものがある場合は、記録訂正を行った社会保険事務所から、該当する厚生年金基金又は企業年金連合会（以下「厚生年金基金等」という。）に対し、記録訂正結果について情報提供を行う。さらに、このうち「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）」の対象となるものについては、該当する厚生年金基金等に対し、同法に基づき事業主情報等の提供を行う。

第4 関係資料の整理、保管

行政評価局行政相談課及び管区行政評価局等は、事案ごとに文書をファイリングする。なお、保存期間は30年とする。

第5 個人情報の保護

国家公務員法第100条及び第109条、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第3条～第9条、第53条～第55条並びに年金記録確認第三者委員会令第3条に基づき、個人情報の保護に関して十分に配慮する。例えば個人情報を含む資料については会議終了後回収する等慎重に対応する。

第6 雑則

この細則に定めるもののほか、年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続に関し必要な事項は、別途定める。

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について

平成 20 年 3 月 27 日
年金記録確認中央第三者委員会

社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の国民年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、平成 20 年 4 月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正（職権訂正後は、申立てを取り下げさせていただくことにより処理）を開始するよう期待する。

なお、当委員会においては、今後のあっせん事案の集積等を踏まえ、厚生年金保険を含め上記職権訂正の範囲の拡大について検討する。

記

1. 申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合
2. 申立内容に対応する家計簿がある場合
3. 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合
4. 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間（1回、かつ1年以下で残余の期間は納付済み）であり、かつ納付を認める積極的な事情（配偶者が納付済み等）がある場合

ただし、以下の場合には、上記職権訂正の対象外とする。

- ・ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合（未加入期間に対する申立て等）
- ・ 平成 9 年 1 月以降の納付についての申立ての場合

平成 20 年 9 月 19 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期
に勤務していた者の年金記録の訂正について

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額引下げ又は遡及した資格喪失処理が行われていた事案の申立人と同一事業所に同一時期に勤務していた他の被保険者（以下「申立人の同僚」という。）について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、当該あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

なお、本通知の内容については、総務省行政評価局行政相談課と協議済みであることを申し添える。

記

1 趣旨

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に標準報酬等の遡及訂正処理が行われていたことにつき、合理的な理由が見当たらないと判断された事案については、申立人の同僚を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行うこととしている。

今般、これらの者について、出来る限り速やかに年金記録の訂正処理につなげるとともに、第三者委員会の事案処理の迅速化を図るため、申立人の同僚と特定される者

について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すこととし、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたものである。

2 記録訂正対象者

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額引下げが行われている事案及び遡及した資格喪失処理が行われている事案に係る事業所に勤務していた者（法人の役員を除く。）であって、(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする（遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できるものに限る。）。

(1) 遡及訂正処理年月日が確認できる事案の場合

次のすべての要件に該当するものとする。

- ① あっせん事案の遡及訂正処理年月日と同日（※1）に訂正処理が行われていること。

※1 「遡及訂正処理年月日と同日」について

あっせん事案の遡及訂正処理日と同一の年月日又は前後1営業日以内を対象とする（以下同じ。）。

- ② あっせん事案と同一の遡及訂正処理（※2）（標準報酬訂正・資格喪失日訂正）が行われていること（全喪日が当該者の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、遡及して資格取得取消とされた者を含む。）。

※2 「同一の遡及訂正処理」について

○標準報酬の遡及訂正の場合

資格取得時報酬、月額変更記録及び算定記録のように訂正された記録が異なる場合、遡及した期間及び訂正処理方法が異なる場合であっても、その処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

○資格喪失年月日の遡及訂正の場合

遡及した期間内の資格取得記録が取り消されている場合で、その取消処理年月日が申立人の遡及した資格喪失日訂正の処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

- ③ 事業所の全喪年月日以降の日付で遡及訂正処理が行われていること。

(2) 遡及訂正処理日が確認できない事案の場合

あっせん事案が、事業所の全喪年月日が遡及訂正され、その全喪年月日と同日若しくはそれ以前にまで遡及して申立人の資格喪失日が訂正されたと認められるものであって、当該事案と同一の遡及訂正処理が行われているものとする。

(3) 上記(1)又は(2)に該当する事案であって、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより訂正処理に問題が生じる場合は、当課に協議すること。

(例) 現在の記録には厚生年金基金加入記録があるが、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより、基金加入記録が取り消される場合 等

3 記録訂正方法

(1) 記録訂正対象者となる可能性のある者のリストの送付

当課においては、第三者委員会で遡及訂正事案のあっせんがあった場合、記録訂正対象者となる可能性のある者のリストを作成し、記録訂正対象者の住所地を管轄する社会保険事務局に送付する。

(2) 記録訂正対象者へのお知らせ

管轄の社会保険事務所においては、記録訂正対象者となる可能性のある者と面談を行い、現在の記録とともに遡及訂正処理が行われる前の記録についてもご確認いただいた上で、現在の記録が事実と異なるとの申出があった場合には、「年金記録に係る確認申立書」の提出を依頼する（遡及訂正処理が行われる前の記録自体に異議がある場合には、第三者委員会に送付する。）。

(3) 記録訂正

社会保険事務所は、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」に基づき、上記2の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行う。その際、年金受給権者については、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行う。

また、記録訂正を行った後、記録訂正対象者あてに訂正後の記録を送付する。

なお、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」の内容が、上記2の要件に該当しない場合は、通常の手続により第三者委員会に送付し、あっせんを受けた後に記録訂正を行う。

(4) 申立ての取下げ

社会保険事務所において記録訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。

4 報告

社会保険事務局は、被保険者記録訂正後、記録訂正の結果について週次で当課へ報告する。

当課においては、社会保険事務局からの報告を受けて、第三者委員会へ報告する。

5 その他

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、遡及した資格喪失処理が行われていた事案及び本通知における記録訂正対象者に係る事案について、遡及訂正処理により、配偶者についても第3号被保険者であった期間が第1号被保険者期間に遡及訂正されていることが確認できた場合は、配偶者に対して説明を行った後、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻し、訂正後の記録を配偶者あてに送付すること。

また、配偶者が年金受給権者である場合は、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、配偶者から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。